

野呂栄太郎没後87周年墓・碑前祭の案内  
2月19日(金)墓前祭 11時～於札幌平岸靈園

碑前祭 13時半～於野呂碑小公園(長沼町東1北2)



1月22日、核兵器禁止条約発効の日、日本政府へ条約批准を求める署名、各地で行動をおこなう。(写真は江別市にて)

## 核兵器禁止条約の批准を政府に強く求める 治安維持法犠牲者国家賠償求める活動と重ねて

同盟北海道本部会長 宮田 汎

本年1月22日、核兵器禁止条約が、51か国の批准を受けて発効しました。国際法の下で核兵器が違法となつた嬉しい日です。

禁止条約は、2017年7月7日に国連会議で122カ国賛成で採択されました。その後、発効に必要な50カ国を超えて51か国が批准し、発効することになりました。

条約は前文で、被爆者と核実験被害者の受け入れ難い苦しみと危害に触れ、二度と核兵器が使用されない唯一の方法が、その完全廃棄だと指摘しています。そのために第1条で、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用、使用するとの威嚇等の事項を禁止しています。これによってアメリカ、ロシアなど核兵器保有国と日本などの核兵器を承認する核依存国は永久に国際法違反国の側に立つことになりました。

核兵器禁止条約は、戦前、反戦平和を訴えて闘い、「日本国憲法」の平和と民主主義の諸原則を生み出す力となつた治安維持法犠牲者ら先達の志を今日に生かす道と重なります。

唯一の戦争被爆国であり、核兵器の被害を世界に伝える特別の役割を持つ日本政府に対し、国民の意思に従つて一刻も早く核兵器禁止条約を批准させようではありませんか。

その闘いと、私たち同盟の活動は一つに繋がつてゐることを、条約発効に当たつて肝に銘じたいと思います。



(560号付録)  
北海道版 No.458

治安維持法犠牲者  
国家賠償要求同盟  
北海道本部

編集発行人 宮田 汎  
〒065-0018 札幌市東区北18条  
東15丁目3-6ブランノワールF101号  
電話 011 (374) 8280  
FAX 011 (374) 8281  
郵便振替・02740-7-24209



